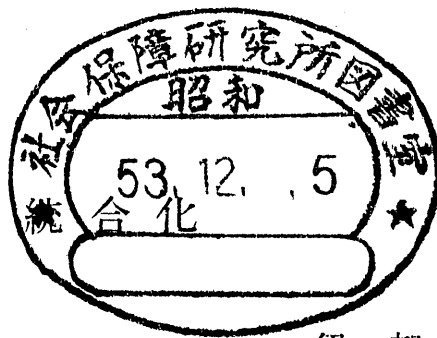


専門化と



伊部英男

イギリスではシーボーム報告に基づいて地方政府社会サービス法が制定され、大規模な社会行政に関する行政機構の改革が進行中である。この眼目は、従来各対象者ごとに別々の部局に所管されていたパーソナル・ソーシャル・サービスを一元化し、社会サービス部に統合する。対象者別ではなく、むしろ手段別に分類し、施設と地域、家庭のつながりを再発見するため、末端は各種の専門ソーシャルワーカーを含む地域チームにまかせるというものである。従来の行政体系では、多くの問題をもつ家庭は、それぞれの専門家・専門部局がそれぞれの問題意識と技術で、接触する結果、家庭全体をまとめてアプローチすることができなかったという反省に基づいている。現在進行中の行政機構の改革がどのように成果をあげるか注目されるところではあるが、この問題は、単なる行政機構政策の問題ではなく、イギリスのソーシャル・ポリシー上の長い論争点を反映しているのである。エリザベス以来、一つの統一立法として貧民対策に当たって来た救貧法は、1834年報告によって在宅扶助を禁止し、自立労働者より劣等の処遇を与えるため、ワーク・ハウス内でだけ扶助されることとなったが、同時に、ワーク・ハウスは、各対象者別に分類収容し、しかもそれぞれに応じた処遇を行うことを求められることとなった。その後1905～1909年の救貧法委員会が再び救貧法問題を取りあげた。この委員会が、多数派報告と少数派報告に岐れたことは有名であるが、一口で言えば、前者は一つの行政当局により処理しようとしたのに対し、後者は、救貧法を解体し、各対象者別に治療的処遇または予防的対策を全国民的な基礎で行おうと提唱したのである。その後のソーシャル・アドミニストレーションの推移はこの点に関する限り少数報告の路線に従って進んで来たといってよい。シーボーム報告は再び多数派報告の路線に戻ることを意味する。勿論今度の路線は、貧乏に着目するのではない点では少数派報告の考え方に従っているが、統合を主張する点では多数派に戻る訳である。

我国も、生活保護法の制定以来、方向としては、専門化の方向を進んで来たといってよいであろう。対象者別に多くの法律がつくられ、施設も分類収容が原則となって来た。しかし専門化も、未だ職員の資格や訓練、養成問題や処遇の理論と実際の面などで、不十分なところが少なくない。しかし同時にここ数年来、コミュニティ・ケア、在宅ケアが重視される傾向も強くなって来た。必ずしも意識されてはいなかったにせよ、統合化への一つの萌芽であるとみてよいであろう。しかし、例えば施設と家庭とのつながりという問題一つをとらえても両者を関係づけることが施設側の責任なのか、行政や地域側の責任なのか明確でなく、一つの家庭を多くの機関が関係し或いはどこにも関係を持ってないでいる——母子心中などにみられるように——ということも少なくないようにみられる。専門化とともに統合化も、行政的にも、処遇の理論や実践の上でも更に深める必要があるように思われるのである。